

## 市立保育所の民間移管について

### 1 趣旨

多様化する保育ニーズに迅速かつ効率的に対応するとともに、施設整備を通じた保育環境の改善等を図るため、平成 27 年 4 月 1 日に、市立保育所 2 園を民間移管します。

これに伴い、横浜市保育所条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 7 号）の一部を改正し、次の 2 園を条例の別表第 1 から除きます。

（民間移管する 2 園）

横浜市笹下保育園（港南区）

横浜市中尾保育園（旭区）

### 2 移管方法

土地（市有地） 無償貸付

建物 不動産鑑定評価額に応じて有償譲渡

移管先 認可保育所の運営実績のある社会福祉法人

### 3 移管後の保育内容

移管する園ではこれまでの保育内容に加え、次の保育サービスを実施します。

（1）保育時間の延長

（2）3 歳児以上への主食（米飯類）の提供

（3）土曜日の給食の提供

（4）一時保育

※笹下保育園では（2）3 歳児以上への主食の提供を、また、中尾保育園では（4）一時保育を、既に実施しており、これらのサービスは継続します。

### 4 保護者への説明

平成 24 年 10 月の公表後、当該保育所 2 園の保護者に対して説明会や法人選考委員による保護者ヒアリングを実施するとともに、既に移管した園の見学会等を実施しました。

### 5 法人選考

平成 25 年 6 月に移管先法人を募集し、応募のあった 20 法人について学識経験者、福祉関係者等からなる法人選考委員会が、書類審査、法人が運営する保育所の実地調査、理事長、施設長予定者等の面接を通じて選考を行いました。その後、法人選考委員会の報告を受け、本市として移管先法人を決定しました。

横浜市笹下保育園（港南区） 「社会福祉法人 あらぐさ会」

横浜市中尾保育園（旭区） 「社会福祉法人 睦福社会」

### 6 今後の予定

平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月にかけて、引継ぎ・共同保育を実施するとともに、当該園の保護者、移管先法人、横浜市からなる三者協議会を実施します。

平成 27 年 4 月に移管先法人による運営を開始します。

## 平成 27 年度市立保育所民間移管 移管先法人概要

### ●笹下保育園（港南区）

移管先法人名	社会福祉法人 あらぐさ会
法人所在地	横浜市戸塚区舞岡町 992
法人設立年月日	昭和 54 年 4 月 1 日
法人理事長名	辻村 久江
法人運営保育園	わかば保育園（横浜市戸塚区） 新杉田のびのび保育園（横浜市磯子区）

### ●中尾保育園（旭区）

移管先法人名	社会福祉法人 睦福社会
法人所在地	大分県玖珠群玖珠町大字太田 266- 1
法人設立年月日	昭和 56 年 3 月 31 日
法人理事長名	木村 眞治
法人運営保育園	くるみ保育園（大分県玖珠群玖珠町） わかたけ保育園（大分県玖珠群玖珠町）